札幌圏都市計画道路(3・4・98 定山渓大橋通)の変更



1 都市計画変更の概要

- 定山渓通の拡幅に伴う一部区域の変更(起点の変更)
- 「車線数」決定(2車線)

2 都市計画変更を行う経緯(理由)

3・4・98 号 定山渓大橋通について、これと交差する都市計画道路 3・4・97 号定山 渓通の幅員を変更(18m 27.25m)する都市計画変更(道決定)に伴い、一部区 域の変更(起点の変更)を行う。

また、定山渓大橋通は車線数が未決定であることから、あわせて車線の数を決定する。

(参考)

平成 10 年に「都市計画法施行令の一部を改正する政令(平成 10 年 10 月 21 日政令第 331 号)」が施行され、都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなった。この政令が施行される以前に都市計画決定された都市計画道路は、都市計画上、車線数が未決定であり、札幌市では、都市計画変更が必要になった際にあわせて車線数を決定している。

3 交差点拡大図



